

第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会 議事録

日時

令和元年10月18日（金） 14時00分～16時00分

場所

長崎県トラック協会 研修会館

出席者

宮原 和明	長崎総合科学大学 名誉教授
小野 秀昭	流通経済大学 物流科学研究所 教授
井上 一幸	長崎県中小企業団体中央会 事務局長（代理出席）
山口 裕志	全日本運輸産業労働組合連合会 長崎県連合会 執行委員長
蜂谷 静夫	三菱重工業（株）長崎造船所 所長代理
相川 文秀	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
若松 宏二	長崎県漁業協同組合中央会 参事
中尾 賢次	（株）エレナ 総務部 顧問（代理出席）
藤岡 勝也	ヤマト運輸（株）長崎主管支店 支店長
森本 敦夫	長崎運送（株）専務取締役（代理出席）
佐藤 正文	長崎雲仙運輸（有）専務取締役（代理出席）
西辻 松好	（株）ミラージュ 代表取締役
永野 貞光	（公社）長崎県トラック協会 副会長（代理出席）
熊谷 一彦	長崎労働局 労働基準部 部長（代理出席）
桑島 隆一	九州運輸局 自動車交通部 部長（代理出席）
原 数政	九州運輸局長崎運輸支局 次長

議題

- （1）トラック運送業界をとりまく最近の状況について
- （2）中央における輸送品目別懇談会の検討について
- （3）長崎県地方協議会における検討テーマについて
- （4）労働時間説明会等の開催について
- （5）荷主対策の深度化に係る荷主等に対する周知について
- （6）食品等の流通合理化について
- （7）その他

資 料

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図

資料 1 取引の適正化に係る各種施策について

資料 2 中央における輸送品目別懇談会の検討について

資料 3 長崎県地方協議会における検討テーマについて

資料 4 貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催について 他

資料 5 トラック運送業における適正取引の推進に向けた荷主対策の深度化に係る荷主等に対する周知について 他

資料 6 食品等の流通合理化について

資料 7 農産物等の物流効率化とドライバーの労働環境改善・持続的なトラック輸送の確保に向けた懇談会の開催状況について

開会挨拶

(長崎労働局熊谷労働基準部長)

皆様ご承知のとおり、働き方改革関連法として、労働時間法制が見直され、改正労働基準法等が4月1日から施行された。時間外労働の上限規制については、大企業はこの4月から、中小企業は来年4月から、原則として月45時間、年間360時間以内となり、特別条項付き36協定を締結する場合でも、月100時間未満、複数月平均80時間、年間720時間以内となり、月45時間を超えることができるのは6か月が限度。

自動車運転の業務、建設事業、医師等については、適用が2024年(令和6年)3月末まで猶予されたが、裏を返せば、直ちに適用するのが難しいほど、現状が長時間労働であることを意味しており、この5年間における長時間労働削減に向けた自主的な取組が重要であると考えている。引き続き委員の皆様とともにトラック運転者の長時間労働の改善に向けて取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

この他の主な取組について、3点ほど申し上げたい。

1点目は、労働災害防止対策について。

管内の平成30年の労働災害発生状況を見ると、交通運輸事業・陸上貨物運送事業ともに、前年と比較して死亡災害の件数は減少している一方で、休業4日以上死傷災害の件数は残念ながら増加している。この死傷災害の内訳をみると、交通事故によるものは減少傾向にあるが、運転者が荷の積みおろし作業を行っている際などに発生する墜落・転落や転倒等の災害が特に増加している。

こうした状況を踏まえ、30年度を初年度としてスタートした第13次労働災害防止計画においては、陸上貨物運送事業を重点業種と位置付け、労働災害の発生率を2022年までに第12次労働災害防止計画期間中の平均死傷者数を5%以上減少させることを目標と設定しており、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷主等による協力を含めた取組など、引き続き、陸運業における労働災害の減少に向けて、一層の取組を推進してまいります。

2点目は、最低賃金について。

本年度の長崎県の地域別最低賃金の改定に当たっては、長崎地方最低賃金審議会において、調査審議が行われた結果、時間額790円、前年に比し28円のアップとなり、令和元年10月3日に発効した。

これは、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ。

関係省庁におかれては、業界団体における最低賃金の遵守徹底や、中小企業における賃金引上げを支援する業務改善助成金の利用促進等に引き続き御協力を賜れればと考えている。

最後に、トラック運転者の方の長時間労働の改善には、荷主とトラック事業者の皆様のご協力が不可欠。

昨年11月策定された「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」については、後ほど担当から紹介するが、荷主及びトラック運送事業者の方に向けた周知セミナーを全国で開催することとなっており、本県においても、九州では最初となる10月28日に長崎県勤労福祉会館において開催。また、トラック運転者の長時間労働の実態や、その改善に向けた取組、施策等を広く国民、荷主およびトラック運送事業者の方にご紹介するポータルサイトを開設した。

トラック運送事業者や荷主の皆様においては、セミナーへの積極的な参加とポータルサイトの活用をお願いしたい。

本日、議論いただく取組についても、荷主とトラック運送事業者のみならず、多くの国民の皆様にも理解いただくことが重要。国民の皆様のご理解とご協力が得られるよう、長崎労働局としても、関係機関と連携して取り組んでまいりたい。

議題1（トラック運送業界をとりまく最近の状況について）

資料1により説明（事務局：九州運輸局）

（小野委員）

少しだけ補足すると、6ページ目、今年の4月からは、ドライバー以外の職種については、大企業では労働時間の制限があり、中小企業については、来年の4月から36協定の特別条項が付いたとしても、年720時間上限規制の中に休日労働が含まれる訳だが、気を付けなければならない点がある。

運送会社の従業員の中に運転職をしながら、実際には倉庫内作業や事務を行うような場合、ドライバーとしての時間とそれ以外の時間をしっかり管理しておかないと、来年から720時間規制が適用される。

例えばドライバー職としての時間が月間の約3割として、実際ドライバー職と思っていたものが、それ以外の職種が主であるとみなされれば、来年からまさしく規制の対象となるので、気を付けなければならない。

それから7ページ目、ドライバー職について2020年4月までは規制適用が猶予されているので、それまでは現行の改善基準告示で働き方については規制されるということになる。

ただし、今年の秋から厚労省の労働政策審議会の中の下部組織の中で、改善基準告示の見直しの組織が立ち上がります。

そうすると、来年、具体的な実情を調査しながら、どういうところを法律に照らし合わせて変えていくかということが検討される予定なので、特に拘束時間については、7ページにあるように、原則13時間以内、最大16時間以内は、1か月で293時間以内となるが、これについては、ほぼ見直しの対象となってくると思うので、業界全体として、自分達の現状に合わせて注視しなければならない。

続いて、14ページは、平成29年から荷主都合で30分以上の荷待ちの場合は乗務記録の対象にするということだが、今年の6月からは、例えば荷主先で荷役作業や付帯作業を行った場合は、しっかりと乗務記録の対象となっている。ただし、全ての車両が対象とはなっておらず、最大積載量5トン以上、総重量8トン以上が義務付けであるが、義務付けと言うと、運送会社を国交省で規制しているのではないかという意見があるが、法律なので、しっかりと運賃以外の料金の交渉にあたっての材料になるということもあるので、5トン8トンルールに限らず2トン車でも4トン車でも、そういうことが発生したときには、乗務記録の対象にしておくことが重要と思われる。

ITツールについては、先週発表されたが、ダウンロードが出来るようになっている。私がたまたまパイロット事業団では九州についてはほぼ全県あたっていたので、事例の中には、長崎県では幸運トラックさんの事例について収録させていただいた。その他、佐賀県では、富士貨物自動車さん、福岡県の柳川合同さんの事例が入っているので、是非、ご覧いただきたい。

まだ発表されていないので、現物は出せないが、DVD版も作っているので、短いもので11分、全体で55分。解説付きでわかりやすく作っている。更に、その中に出演いただいている幸運トラックさん、富士貨物自動車さんについては、社長さんを画像としてしっかり収録しているので、ご期待いただきたい。

議題2（中央における輸送品目別懇談会の検討について）

資料2により説明（事務局：九州運輸局）

（宮原座長）

特に待ち時間の長い、加工食品、建設資材、紙・パルプについて、特に長崎県は加工食品について協議会でパイロット事業として実施したこともあり、主に加工食品について説明をいただいたが、事業者や荷主の方たちも含めて、どうやって待ち時間等、多様な課題を解決するのか、地方の課題解決に向けて皆様からご意見をいただきたい。

（小野委員）

加工食品や建設資材などが待ち時間が長いということであるが、九州ではどれが当てはまるのか考えたところ、加工食品は全国どこでも当てはまるので、取り上げられたのかと思う。

ただし、加工食品については、大手の全国的メーカーの物流は決まっているので、地域の中で課題を解決していこうとすると現実的には不可能なので、あまり一生懸命労力をかけても無駄になってしまう可能性が高い。

そこで、テーマからはずれてはいけないということであれば、加工食品に生鮮産品も入れることで農水産品など地域の特色が出るので、特に農水産品であれば、長崎県の産物が実際に大阪や首都圏へ出荷されているので、地域の特色に対する改善の可能性が高くなる。

加工食品にあまりこだわらずに、「食品」ということで、県内産品の特徴的な物を取り上げたほうが良いものと思われる。

議題3（長崎県地方協議会における検討テーマについて）

資料3により説明（事務局：長崎運輸支局）

小野委員よりご助言があったように、長崎県にとっては農産物や水産物については重要であることから、加工食品と併せて検討していきたいと考えている。

（永野委員）

当社は島原半島で農産物の取り扱いがメイン。農家が選果場で選果してから発送するが、日持ちのする物であれば、当日5時までに選果したものを翌日発送出来るが、トマトやイチゴ、生鮮食品になるとその日に配達しなければならない。

夕方5時までに選果した物を積み込むと6時、7時になってしまうので、それをどうやって翌日発送に出来るかが、今、我々が考えていることである。

（宮原座長）

紹介いただいた課題も含めて、長崎県の地方協議会の検討テーマは、加工食品で事業展開については事務局と運送事業者の皆さんと調整をしながら進めていただくが、テーマとしては加工食品としつつも、「食品」ということで、農産物、水産物等の生鮮食品を取り入れるということでもよろしいか。

委員からはその他意見もなく了承。

議題4（労働時間説明会等の開催について）

資料4により説明（事務局：長崎労働局）

（宮原座長）

セミナーは九州でのトップバッターが長崎ということで、ご協力をよろしくお願ひしたい。

これは荷主の方々にも参加いただいたほうが相互理解も深まるので、協会からも荷主に対して出席を依頼されるなど協力いただきたい。

意見等特になし

議題5（荷主対策等の深度化に係る荷主等に対する周知について）

資料5により説明（事務局：長崎労働局）

（宮原座長）

関係機関の皆様への周知についてご協力をお願ひしたい。

意見等特になし

議題6（食品等の流通合理化について）

資料6により説明（オブ：九州農政局）

（西辻委員）

前回の際もパレットの件で質問したが、パレット化すると長時間労働や人手不足には画期的に効果が出ると思うが、サイズを統一していただきたい。JA単協よりも日本パレットや農水省など大きなところとやっていかなければ上手くいかないのではないのか。

やるならどこかにJAを一つ作って、全国に通用出来るようなモデルケースを作ることが出来ないのか。

パレットの話は何年も前から出ているが、パレットサイズや、帰りのパレット回収が一番問題である。

佐賀県は日本パレットと組んで、市場に置き放しで、日本パレットが500円で回収を行っていたが、それも上手くいっていないとのことだった。

出来れば日本パレットなどとJAのどこか一つと1点集中でやって、それを全国に広げるなど出来ないのか。

最低賃金の話があったが、全国一律千円、これは東京一極集中を避けるために、2020年の初頭から中間くらいにはやりたいとのことだが、この全国一律千円円に関しては、半年くらい前から日経新聞などに載っているが、商工会議所あたりでは大反対している。

これが本当に決まったら大変なことだと思う。政治家にも聞いたが、そんなことはない、地方の中小企業は潰れるのではないのか、そうなったら何にもならないという程度の話で、政治家もよくわからないような話が何故、日経新聞に載っているか、誰かお分かりにならないか。

（九州農政局松尾食品企業課長）

パレットについては、今まで十数年この話しをしているが、そういった背景もあり、昨年、（一社）農産物パレット推進協議会を設立した。農産物流通に関わる業界団体等に幅広く参画を募り、統一パレット化を推進しているところであり、農水省としては、一定の方向性を示せたのではないかと考えている。

パレットをどうやって回収するかというのが一番問題で、回収出来ていないという話しも聞いているので、佐賀や他の地域でやったようにパレット業者さんに、1枚いくらで回収といったやり方がいいのか、それとも業界で等枚交換のルール作りをするなど、お金をかけずにやったほうがいいのか、パレット協議会が実働してから半年程経ったが、これからの半年で検証について我々も期待している。九州各地の状況や意見は、本省にも伝えている。

それを踏まえて、どういったルール、どういったシステムを来年全国展開していくのが重要になってくる。

そこで、全農にちゃんと動いてもらう必要があると思うが、各地域のJAグループがうちもやりたいと言ってもらうことが必須であり、各県の懇談会においても説明をさせて貰っている。

一部の市場ではパレットを使わないと荷が動かないという話もでており、ここはしっかりやっていただけると期待している。福岡中央卸売市場等でもパレットがないと荷を動かすことができなくなると考えており、パレット協議会の事業を九州でも推進する必要があると思って

いる。さらには、回収方法が上手くいけば、ヨーロッパやアメリカで普及しているパレット流通が、日本でもようやく現実化するのではないかと考えている。

(長崎労働局熊谷労働基準部長)

現状では、早い段階で最低賃金千円を目指すということになっている。今回の改正で長崎県は790円、一方で、東京、神奈川は既に千円を超えている。長崎など地方より首都圏の上げ幅が高くなっており、このままではどんどん差が広がるばかりである。

平均であれば、加重平均ということになり、東京のほうが当然人口も多く、そちらが上げられればいずれ千円になるが、そういった中で、地方の格差解消をしていこうという考え方もあるので、出来るだけ最低賃金を千円に近づけるということもあるのだが、当然、地方・地域の事情というものがあることを行政も重々承知しているので、無理な引き上げという方向にはすぐにはならないのではないかと考えている。

そこで、先ほど説明させていただいた助成金などの活用をお願いすることとしている。中小企業を含めた、地方との格差をどう解消していくのかはまだ検討段階ではないかと思う。

(西辻委員)

今、そういうことを協議する機関はないのか。新聞に出てそのままなのか。

(長崎労働局熊谷労働基準部長)

最低賃金に関しては、本省の中央最低賃金審議会という機関が検討を行っている。

(西辻委員)

半年前からずっと日経新聞を読んでいるからわかる。どこで、どういった協議をするといったプロセスが全く見えないのでお尋ねした次第。

(長崎労働局熊谷労働基準部長)

今のところ、一律という議論にはなっていない。地方の最低賃金労働審議会では、中央で示された目安を基に議論して、引き上げ額を決定している。

それが、一律千円にするのならば当然、東京と長崎なり地方との格差からすると地方の上げ幅を上げなければならないが、今のところはそうはなっていない。

東京など経済力の強いところのほうが毎年の上げ幅が高くなったことで、東京など今年から初めて千円を超えることになったが、例えばここ数年で長崎が210円引き上げるのが現実的かと言われると、恐らくそういうことには地方の審議会レベルではないと思う。

議題7 (その他)

資料7により説明 (事務局：長崎県トラック協会)

意見等特になし

閉会挨拶

(九州運輸局桑島自動車交通部長)

本日の検討テーマである「加工食品」の輸送分野は、建設資材、紙・パルプと並んで、特に荷待ち時間が長い輸送分野として、本省の品目別懇談会の検討内容とされており、今後は、予約受付システム導入による荷待削減や機械荷役による荷役時間短縮、事前出荷情報の提供、リードタイムの延長や波動の平準化などの実証実験の事例について、課題や解決策の検討を行い、実施に向けて業界団体や関係省庁とも連携しながら取り組んでまいりたい。

なお、今年度は重点実施事項として、実態のさらなる把握・分析のための調査や課題解決に資する試験的な取り組みを、全国数カ所の地域でアドバンス事業として実施し、ガイドラインとして纏めることとなっている。

繰り返しになるが、自動車運送業について、「働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において、昨年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」が策定された。

現在、関係省庁が連携して、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化などの長時間労働是正のための環境整備に取り組んでいるところ。

労働生産性の向上の取り組みでは、28・29年度のパイロット事業により得られたノウハウをまとめた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や運送必要なコストを示し運送事業者や荷主の共通理解を醸成するため、「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」を昨年末にとりまとめ、昨年度に実施したコンサルティング事業の成果や、標準運送約款の浸透と併せて周知に努めているところ。

多様な人材の確保及び取引環境の適正化の取組としては、トラック運転者不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的・持続的に確保するための、ホワイト物流推進運動を展開している。自主行動宣言されている物流関係事業者が、徐々に増加しており、9月末現在、全国で554事業者となっている。

国土交通省としては、更なる推進運動を展開するため、今月10日、東京を皮切りに全国10カ所で推進運動セミナーの開催や、労働局主催の「労働時間短縮に向けたセミナー」においても、本運動への賛同表明を呼び掛けてまいりたい。

以上